

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

人権擁護委員をご存じですか

～6月1日は人権擁護委員の日～

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権に関する啓発活動のほか、みなさんからの人権相談に応じるなどの活動をおこなっています。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

町では、現在5人の人権擁護委員が活動されています。

人権擁護委員で組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民のみなさんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

法務省のホームページでは人権擁護委員の仕事について詳しく知ることができます！



人権イメージキャラクター
人KENもてる君&人KENあゆみちゃん

ホームページは
こちら▶



心配ごと・福祉なんでも相談



全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します

みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 6月10日（火）午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、いじめや差別などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

※高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談は町社会福祉協議会で随時受け付けています。

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730（直）

町社会福祉協議会 ☎963-0921（直）